

補償金は 非課税に

国 税 庁

補償処理委員会のあつせんで決
まった水俣病補償について国税庁
は八日、厚生省に対し「補償金の
受け取り人はこの場合、所得税、
相続税は課税されない」と回答し
た。

厚生省から非課税の確認を求め
られていたもので、国税庁は所得

税法施行令に基づき「生存者に対
するものは心身の損害に対する相
当の補償金である、死亡一時金、
継続年金についても遺族が直接の
補償として受けるものであるため
だ」としている。